

令和 8 年度第 1 回福島県環境影響評価審査会
議事概要

(令和 8 年 6 月 22 日開催)

1 日時

令和8年6月22日（月） 14時00分～15時00分

2 場所

自治会館3階301会議室（福島市中町8番2号）

3 議事

郡山市河内クリーンセンター再整備事業に係る環境影響評価方法書

4 出席者等

(1) 福島県環境影響評価審査会 10名

(2) 事業者

郡山市河内クリーンセンター再整備事業 6名

(3) 事務局 4名

(4) 傍聴人 2名

5 議事概要

議題については、福島県環境影響評価審査会長を議長として審議を進めた。また、会長から、会長の職務代理者の指名があった。

(1) 郡山市河内クリーンセンター再整備事業に係る環境影響評価方法書

事業者が事業概要及び審査会委員・専門委員の事前質問に対する説明を行った後、以下のとおり質疑応答を行った。

【審査会委員・専門委員】

この施設は過去に水害があったところに対する配慮だとか、報道されているところによるとCO₂回収など先端的なことに取り組んでいて、非常に良い意味で注目を集める施設という認識が福島県民でも多くあると思います。一方で、環境影響評価の観点からすると、評価方法書の中で焼却方式がこれだけ狭められていないとなると、準備書に行ったときに相当絞り込む必要があると思います。その辺のスケジュールとしては、方法書の先でより絞られた形になっていくのでしょうか。

【事業者】

今、基本計画で処理方式等を検討しておりますので、施設規模等につきましても、9～10月頃にはある程度絞り、その内容をもとに準備書等に反映したいと考えております。

【審査会委員・専門委員】

もう一点ですけど、CO₂回収技術は今でも一般廃棄物焼却施設ではそんなに導入されているものじゃなくて、試験的なものですよね。それを今検討中ということなんですけれども、実際にそれを導入すると仮に決めたような場合を想定して、準備書を作っていくのですか。

【事業者】

準備書のそちらの内容について、未定の部分もございます。CO₂の回収技術等についても、今、郡山市で取り組んでいるところですので、新設計画の要求水準で、今後の事業者選定に当たっては、そういったところの導入についても、検討したいと考えております。

【審査会委員・専門委員】

気をつけなくてはいけないのは、CO₂回収の施設となると新しい評価項目が入ってくる可能性が高いので、事前に洗い出しておいた方がいいと思います。

【事業者】

ありがとうございます。検討したいと思っております。

【審査会委員・専門委員】

(資料2について) 質問30番、32番に関して、郡山市内で発生した廃棄物は、今の時点で放射性物質でそんなに汚染されているものは無いと思うのですが、回

答のところで、仮に 8,000Bq/kg を超えた場合には云々とありますよね。ということは、飛灰等については、測定されるということですか。

【事業者】

現在、飛灰の放射性物質の濃度の測定につきましては、実施しておりません。過去に測定しておりましたけれども、特定一般廃棄物施設の除外確認を環境省にいただきましたので、（それ以降については）測定は実施しておりません。

【審査会委員・専門委員】

そうすると 8,000Bq/kg を超えた場合というこの文章は矛盾していますよね。今測定をしていないのであれば。

【事業者】

仮に 8,000Bq/kg を超えるようなものが懸念される場合には、測定ということも考えられるのかなと。

【審査会委員・専門委員】

懸念されるというのは、どういうことを予測して懸念するのですか。私が言いたいのは、このような表現をされると何らかの測定をされるというようにとりますよね。

【事業者】

処分場の結果等を参考にして、必要に応じて飛灰の測定は実施したいと考えております。

【審査会委員・専門委員】

適切に処理していただきたいと思います。もう一つ、飛灰の処分について、河内の処分場で埋立処分されるということですが、その場合のいわゆる浸出水についてです。近くに安積疎水がありますが、そういうところに流れ込む懸念はないのですか。これは放射性物質だけではなく重金属等、溶解しやすいものもあると思うのですが、地下水に流れ込むことが懸念されますので、そのあたりはどうですか。

【事業者】

埋立処分場については污水处理施設がございますので、そちらで浸出水の処理をしております。処理した水の放流先は逢瀬川になっておりまして、安積疎水に流れる経路にはなっていないと考えております。

【審査会委員・専門委員】

それは全て沈砂池で全部溜められるということですね。

【事業者】

計画施設の敷地内も山となっておりますので、排水の処理については、2つの調整池があり、全てそちらに流れるような傾斜となっております。

【審査会委員・専門委員】

(資料2 質問番号1～3について) 方法書の中で水の流れが分からないですね。濁水の沈砂池がどこなのか、全然見えない。そして水質の調査地点ですけれども、パッと見ると川の上流の方に設定してあり、よく見ないとなぜここでやるのか分からないということが多々あってですね。そのあたりの表現が弱いと思うので、補足をきちんとしていただきたいと思います。

【事業者】

準備書の段階でも、詳細を分かりやすく、対応したいと思います。

【審査会委員・専門委員】

施設の処理方式について、現在検討中ということは分かっていますが、この廃棄物対策というのは事業系・生活系含めて極めて重要ですので、新しい施設の処理能力について、従来法との比較をして、優位性を可能な限り示していただければと思います。同時に、廃棄物の有効利用についても含めてですね。

それともう一点、従来の施設の方式で、処理水の水質が出ておりましたが、基準は満足されているということです。この新施設の方式については、法令基準よりも厳しい目標を定めており、環境保全上重要だと思います。それを踏まえて、維持管理も含め適正な管理がなされるように、それをシステムとして説明できるような形にいただければと思います。

また、水害とか洪水についてありましたが、環境の面からすると水害ですね。それと処理水は河川放流ということで、従来の写真を示して頂きましたが、景観等については、写真とかビデオで分かりますので、定期的に撮影等を行い環境変化がどうなっているかというところを含めて評価できるようにすると、重要な環境が適切に解析できるかと思いますので、そういう点を含めて可能な限りお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

【事業者】

はい。ありがとうございます。こちら分かりやすく示せるように努めてまいりたいと思います。

【審査会委員・専門委員】

こちらの地形図に関して2-9 ページに示したとありますが、南側とか南西側の方が標高はちょっと高く、北側の方に向かって低くなっていくという特徴的な地形があります。こういった地形なので、近くの風向・風速について教えてくださいという話をしたのですが、山の風向はちょっと違うのではないかと、条件が違うのではないかと懸念しています。過去にこの施設の中でダウンバーストとか発生したことはありますか。

【事業者】

こちらについてちょっとすみません。そういったものがあるかは確認したいと思います。

【審査会委員・専門委員】

過去にそういうような苦情が起こっていれば、次に作る時は、そういうことが無いよう配慮したことを住民の方も多分知りたいと思うので、過去に苦情が発生したかどうかということも、御検討いただければと思います。

もう一点、環境騒音の考え方が違うのではないかということです。環境騒音は規制対象のものを含まない。だから自動車の音や工場騒音が入っているものを、環境騒音として測り L_{Aeq} として評価したものを、環境基準と比較するのは適切ではない。それはちゃんと環境基準のところに書いてあります。現況調査として、こういう音でしたと言って L_{Aeq} で出しても構わないのですが、規制対象が含まれている場合は、 L_{A5} で測ったその評価地点でいくらかということを出せばいいと思います。もし住民向けにそういう資料を出したいのであれば、環境基準の値と比較するのではなく、予想される最大の騒音レベルでいくらか、そういった形で示すのが一番妥当じゃないでしょうか。特に、文化休養センターは多数の人が集まる場所なので、急に大きな音がドンと聞こえたときの、平均的な音と言われるよりは、むしろ大きいときにはこんな音が聞こえますよといったほうが、より丁寧で分かりやすいだろうと思います。その辺はちょっと区別して、測られた方がいいのではないかと。

【事業者】

御意見ありがとうございました。御指摘の点を踏まえまして、環境であるとか、騒音規制法、振動規制法に定めのある、時間、月、騒音レベルのみならず、例えば工事中の最大の音、単発音などを含めて住民には説明できるよう配慮したいと思います。

【審査会委員・専門委員】

事務局にお願いしたいのですが、事前質問 34 に対する回答で、事業者の方から質問者の審査会委員・専門委員に教示願いたいというのがありました。今日は欠席なのでコミュニケーションをお願いしたいと思います。

【事務局】

当該委員・専門委員には補足をお願いしておりますので、回答があった段階で改めて共有させていただければと思います。

※ 以上で質疑応答は終了した。

(2) その他

事務局から、知事意見通知までの手続き等について説明した。